

湛 水 防 除 事 業	事業主体 県	所管課班 ㊦農村振興課 地域計画班 ㊧農村整備課 防災対策班
-------------	--------	--------------------------------------

趣 旨

原則として、かつて応急湛水排除事業が実施された地域に、あらかじめ防止施設を施行して、予想される被害を未然に防止する事業であり、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修を主要工事とする。

事業の内容

(1) 排水施設整備工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、かつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修。

(2) 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(1)と併せ行うものを除く。）

(3) 湛水防除施設改修工事

(1)により整備された農業用排水施設の機能低下により再び湛水被害が生ずるおそれのある地域における施設の機能回復のために行う施設の更新及び改良（採択基準の受益面積、総事業費は「排水施設整備工事」と同様とする）。

採 択 基 準

農業以外の事業効果が全体の50%未満であること。

大 規 模

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

(1) 受益面積 400ha以上

(2) 総事業費 5億円以上

イ 排水管理施設整備工事

受益面積 1,000ha以上

小 規 模

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

(1) 受益面積 30ha以上

(2) 総事業費 5,000万円以上

イ 排水管理施設整備工事

受益面積 100ha以上

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	大 規 模	55	37	8	—	400ha以上
	小 規 模	50	42	8	—	30ha以上 400ha未満
	” 基幹施設	50	37	13	—	30ha以上 300ha未満
	” そ の 他	50	32	18	—	”

備 考 基 幹 施 設：排水機、排水樋門、第一線堤防、遊水池等貯留施設、地下浸透施設
(排水機、排水樋門には、これと一体不可分の関係にある導水路、操作管理設備等の施設が含まれるものとして取り扱われる)

その他施設：排水路等基幹施設以外の施設